

船舶事故等調査報告書

平成24年4月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第59号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年8月14日（日） 14時20分ごろ	
発生場所	山形県酒田市酒田港第3区に位置する大浜海岸西方沖 酒田市所在の酒田灯台から真方位195° 1,100m付近 (概位 北緯38° 56.2' 東経139° 48.8')	
事故等調査の経過	平成23年10月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ ちえっと ^{ジェット} JET、0.1トン（長さ2.49m） 210-50217山形、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	負傷 1人（船長）	
損傷	右舷船首外板及び船底外板に亀裂及び凹損	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、酒田港第3区の大浜海岸西方沖において、他の水上オートバイ仲間と一緒に遊走していた。</p> <p>大浜海岸西方には、南側消波ブロック及び北側消波ブロックが海岸とほぼ平行の南北方向に敷設されており、各消波ブロック突端間の距離は約100mであった。</p> <p>船長は、遊走を終え、南側消波ブロックの南東方の出航場所へ戻るため、同消波ブロックの東側に接近して時速約40kmで南南東進中、本船の前方を北東進していったウェイクボードをえい航したモーターボートの航走波を左舷側に受け、平成23年8月14日14時20分ごろ操縦ハンドルが右にとられて同消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗り揚げたときの衝撃で本船の前方に投げ出され、消波ブロックで全身を打ち、全治3週間の全身打撲を負った。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 高潮期	
その他の事項	船長は、モーターボートによる航走波の発生状況を確認していなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、酒田港第3区の大浜海岸西方沖を消波ブロックに接近して南南東進中、ウェイクボードをえい航したモーターボートの航走波を左舷側に受けたことから、操縦ハンドルが右にとられて消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、酒田港第3区の大浜海岸西方沖を消波ブロックに接近して南南東進中、モーターボートの航走波を左舷側に受けたため、操縦	

	ハンドルが右にとられて消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 操縦する際は、他船の航走波の発生状況を確認するとともに、航走波を受ける際は、十分に速力を落として船首方向から受けること。・ 操船する際は、適切な見張りをを行い、付近に小型船等を認めた場合は減速するなどして自船の航走波の発生を抑える措置をとること。